

宮崎公立大学研究生規程

平成19年4月1日
規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第54条の規定に基づき、研究生（宮崎公立大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項第2号に規定する研究生を除く。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、研究上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又は学校教育法施行規則（昭和22年政令第11号）第70条に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、研究生入学願書に次に掲げる書類及び所定の検定料を添えて学長に願い出なければならない。

(1) 最終学校の学業成績証明書及び卒業又は修了（見込み）証明書

(2) 健康診断書

(3) 前2号に掲げるもののほか学長が指定する書類

(選考)

第5条 研究生の選考は、試験又は書類審査の方法によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、研究生の選考については、宮崎公立大学入学者選抜規程の規定を準用する。

(入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 研究生の指導教員は、学部長が定める。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

(研究報告)

第9条 研究生は、研究の期間が経過したときは、研究報告書を指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

(研究証明書)

第10条 学長は、前条の研究報告書が提出され、研究が終了したと認めた者について、本人の申出により研究証明書を交付する。

(学則の適用等)

第11条 学則の規定は、研究生に適用する。

2 宮崎公立大学学生規程は、研究生に準用する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。